平成２８年（フ）第１４１号
千葉県木更津市貝渕２丁目６番23号
破産者　的場　拓海
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１５３４号
札幌市西区発寒５条３丁目12番２号
破産者　有限会社ベネコック
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１号
群馬県高崎市吉井町馬庭447番地３
破産者　有限会社プライズ・ワン
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３６８号
埼玉県川越市大字笠幡4461番地８
破産者　株式会社エコ・システム
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０７号
東京都品川区西五反田２丁目18番３号グレイス五反田714号室
破産者　株式会社ウィットデザイン
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３３４号
栃木県宇都宮市本丸町１―30　第３チサンマンション501、開始決定時の住所栃木県宇都宮市簗瀬町2564―１　パルティールハイツⅡ303
破産者　亡高橋淳相続財産
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１９号
東京都小金井市前原町５丁目16番17号
破産者　山見　崇晃
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５８４号
東京都調布市小島町３丁目62番地33
破産者　小森　隆裕
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６９号
最後の住所　川崎市幸区河原町１番地　河原町高層アパート　４―203
破産者　亡坂田宏一相続財産
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
川崎市高津区久地１丁目15番２号エスパッソブリーリョ103
破産者　株式会社プライム
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
川崎市多摩区中野島６丁目28番18号102
破産者　株式会社レックスタワーインターナショナル
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目７番69号
破産者　株式会社青木組
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４４号
京都市西京区大原野北春日町90番地
破産者　有限会社植松造園土木
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
千葉県大網白里市みずほ台２丁目26番地１　グリーンコーポみずほＡ102
破産者　澤村　裕司
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１３号
神奈川県鎌倉市関谷672番地11
破産者　有限会社オート・マジック
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１７号
東京都大田区中央３丁目６番11号、開始決定時の住所広島市南区出汐２丁目２番17号
破産者　枝本多佳子
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２９号
岡山市南区豊成３丁目18番35号ル・グラン豊成304
破産者　鵜川　武士
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５号
岡山市東区瀬戸町沖382番地１　グリーンスプリングスＡ203、前住所岡山県赤磐市小原1041番地
破産者　頼則　智貴
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４号
岡山市北区西古松１丁目１番26号
破産者　有限会社システムインフォメーション
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５号
岡山市北区三野３丁目３番３号グリーンビレッジ北方407
破産者　亀井　宏治
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５７号
香川県坂出市王越町木沢1608番地１
破産者　関西物産株式会社
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
愛媛県今治市高橋甲283番地７
破産者　有限会社興立工業
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部